

施行日	目的	内容
2019年9月	自主規制規則「新規仮想通貨の販売に関する規則」及び「新規仮想通貨の販売に関する規則に関するガイドライン」	新たに仮想通貨（現暗号資産）を販売する場合の発行者や仮想通貨に関する審査・投資家への情報提供・モニタリングに関して規定 ※以前のICOは、投資家に利益配分を約束しないものと約束するものに分けられ、約束しないものは暗号資産交換業、約束するもの（STO）は第一種金融商品取引業（証券会社）が取扱うとされた。